


# 海外拠点コンプライアンス 管理アドバイザーのご案内



リスク診断とその削減に向けた支援・アドバイス

# なぜ、いま海外コンプライアンス管理が重要なのか

## ■ 企業を取り巻く環境

- 汚職や不正・不祥事の発生に対する  
各国当局規制管理強化  
～ グローバルな潮流

欧米のみならず、アジアを含めた  
グローバルベースでの法令遵守対応・不正未然防止  
の取組みが必要

- 改正会社法におけるグループ内部統制システム  
～ 日本の法制面の動き  
平成26年改正会社法(平成27年5月1日施行)では、  
従来の当該株式会社のみならず**グループ内部統制  
システム**の整備義務が明記(下線部分): (大会  
社に適用)

子会社含めたグループ管理体制の強化  
～**コンプライアンス**は重要な管理の一つ

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会社法362条4項6号)

## なぜ、いま海外コンプライアンス管理が重要なのか

---

### ■ 海外子会社に対するコントロールの難しさ

- 株主である親会社が、国外で設立された子会社を直接コントロールするのは、容易ではない。  
コンプライアンスにおいては、グループの経営理念や行動規範など、コンプライアンス上重要な方針・考え方を現地へ浸透させなければいけない一方、海外の法令遵守等に対する自律的なコンプライアンス態勢が不可欠
- 各子会社のコンプライアンス状況を確認するためには、親会社による定期的なモニタリングが必要

# なぜ、いま海外コンプライアンス管理が重要なのか

## ■ グローバルコンプライアンスリスク

### グローバルに見たコンプライアンス事案の傾向



### 日本企業の海外事業展開(特にアジア)におけるリスク



# 海外日系企業にとって重要なコンプライアンス分野


---

## I. 法令違反

- 贈収賄
- 独禁法(カルテル)
- 輸出入取引
- 利益相反等の法規制違反

## II. 不正・不祥事

- 内部ないし外部による資産横領  
(現預金、不正支出、在庫、その他資産)
- 汚職
- 不正な報告

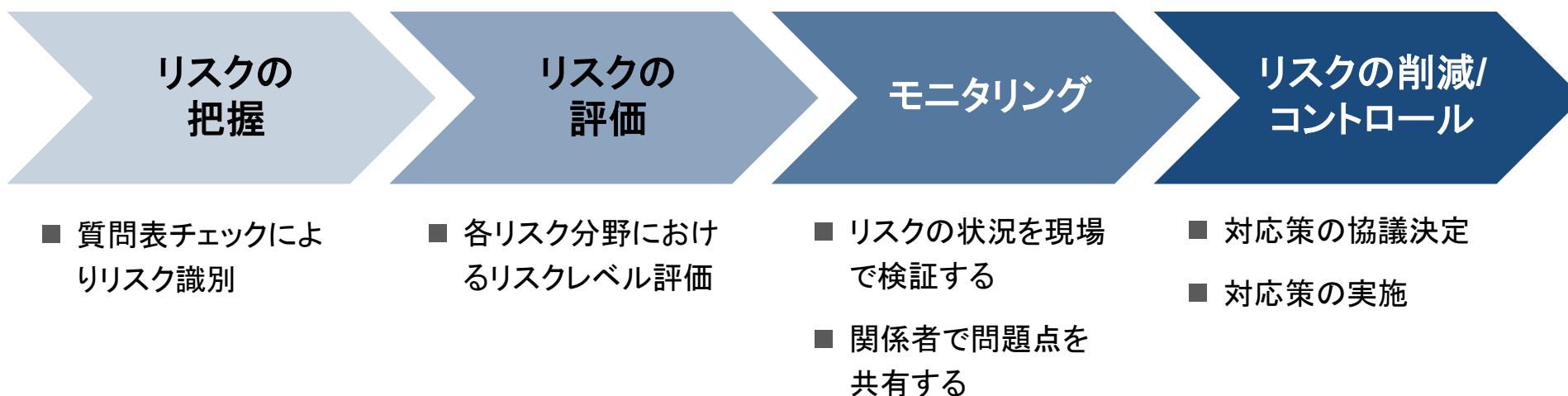


ビジネス上、  
さらに重要性の高いコンプライアンスリスクの  
絞り込み

## どのような事前対応をとればよいか

### ■ 海外拠点コンプライアンス管理アドバイザー

～ リスクを未然に防止するための対応



上記のプロセスを経て、リスクを未然に防止するための  
対応をアドバイス支援

# 海外拠点コンプライアンス管理アドバイザー

## ■ リスク評価 : 海外子会社まとめ(サンプル)

		シンガポール現法 A社	タイ現法 B社	インドネシア現法 C社	マレーシア現法 D社	ベトナム現法 E社
法令違反	法令遵守の理解	2.0	3.1	1.5	2.8	1.3
	法令遵守に向けた 管理・体制	3.0	3.6	2.9	3.8	2.5
	法令遵守ルール	3.8	4.2	2.5	3.4	2.8
不正・不祥事	不正防止意識	1.4	2.1	1.8	2.3	1.6
	不正防止管理	2.7	3.1	2.2	3.3	2.1
	不正防止のための ルール	3.2	3.8	3.2	3.4	3.0

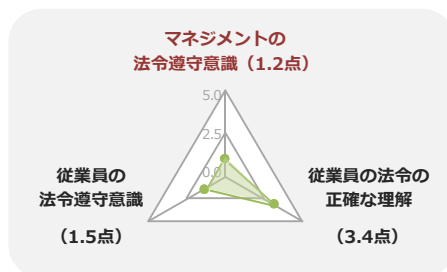
# 海外拠点コンプライアンス管理アドバイザー

## ■ リスク評価：海外子会社個別(サンプルA社)

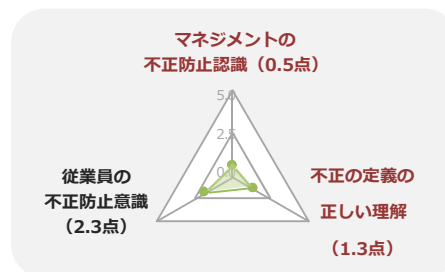
### ＜サンプルケースの一部イメージ＞

#### ①意識

##### ・法令遵守意識

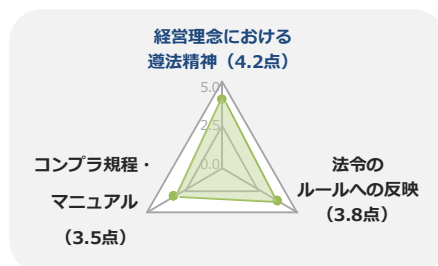


##### ・不正防止意識

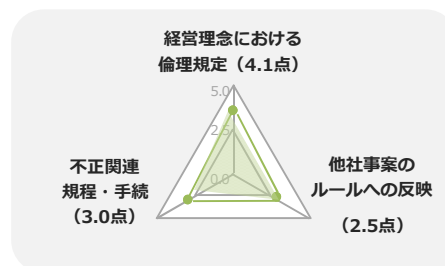


#### ③規則

##### ・法令遵守ルール

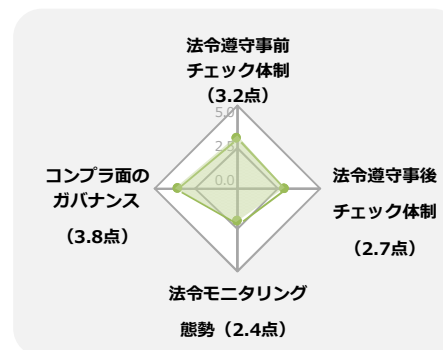


##### ・不正防止ルール

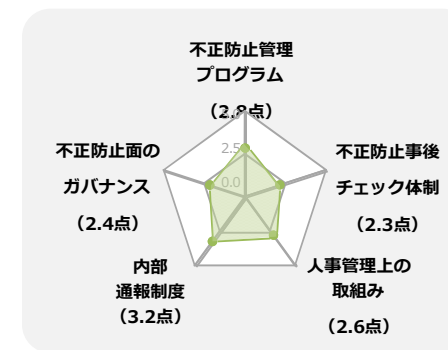


#### ②管理

##### ・法令遵守管理



##### ・不正防止管理



- ・最も得点が高い指標は「**経営理念における遵法精神**」である。・・・・・・・・
- ・最も得点が高い指標は「**マネジメントの不正防止認識**」である。マネジメントに不正防止の意識を浸透させるために、・・・・・・・・



# 海外拠点コンプライアンス管理アドバイザー

---

## ■ リスク削減／コントロール

### ①意識

- 現地言語でのe-Learning実施  
(テーマ:行動規範、不正防止、贈収賄防止等)



詳細は次ページ

### ②管理

- 海外拠点コンプライアンス体制構築支援
- 不正防止プログラム作成支援
- 内部通報制度の導入支援

### ③規則

- コンプライアンスマニュアル(海外版)の作成支援

### ④その他

- 当社ネットワークを利用した現地専門家(弁護士等)の紹介、その活用アドバイス

# e-Learning(コンプライアンス)の画面イメージ

## メニュー

学習履歴 Q&A

A2さんへのお知らせ 全件表示  
現在お知らせは登録されていません。

**受講中** クラス 学習期間 詳細

- A贈収賄**
  - 受講中 A贈収賄 2015/07/03 ~ 2016/07/03 表示
- A不正**
  - 未着手 A不正 2015/07/03 ~ 2016/07/03 表示
- A\_Antisipasi Praktik Suap di Indone...**
  - 未着手 A\_Antisipasi Praktik Suap di Indonesia 2015/07/03 ~ 2016/07/03 表示

## 確認テスト

前頁 次頁 目次 戻る 検索 終了

教材名:テスト問題\_贈収賄 標準学習時間:60分 進捗率:0% 理解率:0% 氏名:A2

問1 社会的儀礼行為の範囲内での接待贈答については、一般的に贈賄とはみなされない。  
 正  
 誤

問2 ファシリティー・ペイメントに関して、インドネシアの法令上では、贈収賄とみなされず、問題はない。  
 正  
 誤

問3 贈収賄とは、便宜を意図する現金等の供与を指すが、公務員等である本人以外(例えば親族や友人)への供与であれば対象とならない。  
 正

## 教材画面

0/1 <- 前頁 次頁 -> 終了

### V. 【シナリオ3】 便宜見返りとしての親族への贈賄

■ 日系企業L社は、税務調査を受けたところ、申告漏れが発見されたため、追徴税が要求される可能性がでてきた。そこで、担当者Mは税務担当官Nに何とか追徴を免除してもらえないか交渉している。

日系企業L社 担当者:M

ええ、追徴を支払うことになると、親会社へ報告しなければいけません。それ以外にもいろいろ手続きが必要になるので、何とか避けるための方法はないでしょうか。

税務担当官:N

税務調査がほぼ終わりましたので、いま最終の結果をまとめているところです。何かいままでのところで、ご意見ありますか。

Mitsubishi UFJ Research and Consulting 次頁

## 解説

前頁 次頁 目次 戻る 検索 終了

教材名:テスト問題\_贈収賄 標準学習時間:60分 進捗率:66% 理解率:90% 氏名:A2

### 解説 【インドネシアにおける贈収賄防止】

NO	回答	解説
Q 1	正	営業上の不正の利益を得るためでなく、社会通念上妥当な金額の接待贈答は、一般的に贈賄とはみなされない。
Q 2	誤	ファシリティー・ペイメントについて明文上言及されていないが、贈収賄の対象となると解釈されている。
Q 3	誤	公務員等本人の親族や友人などへの供与についても、同様に贈収賄とみなされる。

## (ご参考) 腐敗認識指数(CPI)

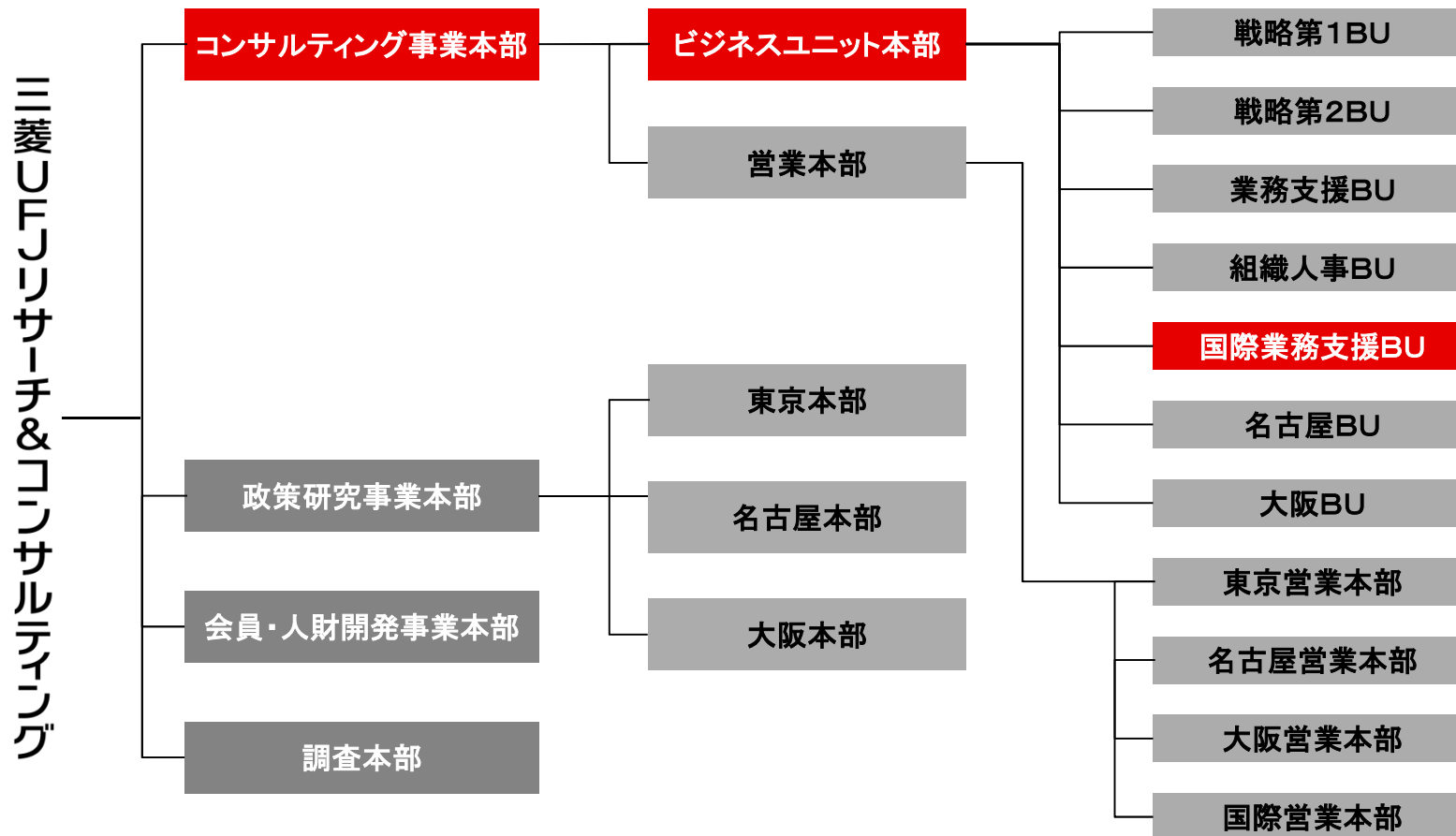
(出所) トランスパレンシーインターナショナルより抜粋

### 2016年 (アジアのみを抽出)

順位	国名	ポイント	順位	国名	ポイント
7	シンガポール	84	95	スリランカ	36
15	香港	77	101	タイ	35
20	日本	72	101	フィリピン	35
31	台湾	61	113	ベトナム	33
52	韓国	53	116	パキスタン	32
55	マレーシア	49	136	ミャンマー	28
79	インド	40	145	バングラディッシュ	26
79	中国	40	156	カンボジア	21
90	インドネシア	37	174	北朝鮮	12

# 弊社概要(主要組織)

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、三菱UFJフィナンシャル・グループの総合シンクタンクとして、東京・名古屋・大阪の3大都市を拠点に、コンサルティング、グローバル経営サポート、政策研究、マクロ経済調査、人材育成支援など幅広い事業分野において多様なサービスを展開しています



# 連絡先

〒105-8501  
東京都港区虎ノ門五丁目11番2号 オランダヒルズ森タワー  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部  
国際業務支援ビジネスユニット  
国際アドバイザー事業部

榎崎 隆二

Phone: 03-6733-1031  
Facsimile: 03-6733-1049  
E-mail: [kokusaiad@murc.jp](mailto:kokusaiad@murc.jp)

